

令和5年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和5年6月7日

6月7日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
- 日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得（農地中間管理機構取得）の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	

17番 鵜 澤 幹 司

18番 林 藤 江

19番 伊 藤 寛

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志

管理班長 鵜 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克

主 査 岡 善 子

主 査 圓 藤 大 輔

開会 午後 3時00分

事務局農地班長 お疲れさまでございます。

会議に入ります前に議案の訂正を申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。整理番号の4番でございます。

現況の地目が雑種地と記載されておりますが、正しくは畑でございます。訂正をお願いいたします。

(「何番だった」の声あり)

事務局農地班長 整理番号の4番です。現況地目ですけれども、そちらを畑ということで訂正をお願いします。

(「畑、畑で」「畑、畑」の声あり)

事務局農地班長 続きまして、整理番号の6番でございます。これにつきましては、譲渡人と譲受人についての記載が反対になっておりまして、正しくは、譲渡人が〇〇〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇〇〇でございます。大変失礼しました。

以上、訂正しておわびを申し上げます。

(「すみません、これ代表取締役さんは、名前一緒なんですか」の声あり)

事務局農地班長 そうですね。法人特任という形ですね。

議長 それでは、本日の、まず出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は19名全員でございますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選出

議長 まず、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として6番 山田宏一委員、13番 高松多可史委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議 長 早速ですけれども、本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第12 報告第5号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、議案書の1ページから6ページでございます。

農業委員会は、農業委員会法第37条に規定しております、農地等の最適化の利用の推進の状況やその他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされていますことから、実施状況の公表内容について承認を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの問いかけに対しまして、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり

農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは、7ページから14ページでございます。整理番号は1番から12番です。

整理番号1番及び6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号2番、3番、4番、5番、7番、8番、12番の7件は、譲受人が耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号9番は、議案第5号の整理番号6番と関連案件となります。営農型太陽光発電設備設置により地上権を設定するものでございます。

整理番号10番及び11番は関連案件でございます。譲受人と同居する祖父及び父親が、農業者年金を受給するため、譲受人が使用貸借権の設定を受けるものでございます。

以上、12件です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の報告をします。

去る5月26日金曜日、午後3時より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は12件であります。案件については、

書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果についてご報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

1番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人が自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が遠隔地に居住し耕作できないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番、5番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号3番及び4番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番及び4番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が勤務先の近くの農地を取得し、本市において営農を開始するため、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。なお、譲受人は、住所地の多古町で26,231㎡の経営面積があります。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管

理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地に隣接した農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、13番 高松多可史委員。

1 3番高松委員 整理番号6番について説明いたします。なお、細野推進委員さんには電話等で連絡してあります。

この申請は、譲渡人が遠隔地に住む親戚で、耕作ができないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人が長年にわたり養豚の採草地等で借り受けている農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号7番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号8番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地に隣接した農地を取得して、規模拡大を図りたい意向が

あり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号9番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

本申請は、議案第5号整理番号6番、営農型太陽光発電施設の申請に関連するものであります。譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が、農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。パネルの下部農地では、アスパラガスを作付する予定であります。したがって、特に問題はないと思われます。議案第5号整理番号6番に関連していることから、本総会において、議案第5号整理番号6番が許可相当の意見を付して進達することに決定された場合には、先ほど事務局からの説明があったとおりになります。

本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に併せることが、望ましいと思われます。また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に、農地法第3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号10番、11番、12番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局農地班主査 事務局より代読させていただきます。

整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号11番と譲受人は同一です。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給していますが、これまで使用貸借を受けてきた譲渡人の子が、経営移譲年金の受給を開始するため、孫に使用貸借権を設定するものです。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号11番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、先ほどの整理番号10番と譲受人は同一です。

この申請は、父親が経営移譲年金を新たに受給するため、子に使用貸借権の設定を行うものであります。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と

判断をいたします。

続きまして、整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地から近い農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査結果を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、議案書の15ページです。整理番号は1番及び2番です。

1番及び2番の転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、農地区分は、整理番号1番が第1種農地不許可例外事由のD、整理番号2番が不許可例外事由農用地区域内農地のCに該当します。

以上、2件です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

書類等で審査した結果、許可相当の意見進達が妥当ではあるが、営農型太陽光発電施設下部農地での作付作物の収穫実績が低いことから、意見書に肥培管理を徹底して収穫量を増やすことなどの条件を付すことで、意見が一致しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

現地ですが、〇〇〇の〇〇を〇〇方面に向かい、〇〇〇〇号線、〇〇〇〇の下をくぐり、〇〇〇〇〇号線に合流する手前を〇折し、〇〇地区に向かう道路の〇側、〇〇〇沿いになります。

申請人は、〇〇〇市在住の農家で、申請地で〇〇〇を栽培しながら、申請地の一部に一時的に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものです。また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。なお、下部農地における営農計画及び資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。五喜田推進委員と現地調査を行いました。

まず、場所ですが、〇〇〇〇〇線を〇〇方面に向かいまして、〇〇キロほど行きますと、左手に〇〇〇〇〇〇さんがいます。その前を〇手に入って、約〇〇キロほど行った畑の中にあります。

申請人は、整理番号1番と同じで、我孫子市在住の農家であります。申請地でミョウガを栽培しながら、一時的に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電

を両立させるものです。また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。なお、下部農地における営農計画及び資金計画も妥当であり、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

なお、先ほどの事前審査会班長報告で、営農型太陽光発電施設下部農地での作付作物の収穫実績が低いとのことでありましたので、意見書に、肥培管理を徹底して収穫量を増やすことなどの条件を付します。

◎日程第4 議案第4号

議 長 次に、日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、16ページで、整理番号は1番です。

〇〇〇〇事業の継続による、一時転用期間の延長です。

以上、1件です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

します。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは、17ページから19ページ、整理番号は1番から7番です。

転用の目的別に概要を説明します。

整理番号1番、転用目的は〇〇〇置場で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の準工業地域のため、第3種農地となります。

整理番号2番及び3番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号4番、転用目的は〇〇〇用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地となります。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号6番、先ほどの議案第2号、整理番号9番に関連するものでございます。転用目的は営農型太陽光発電施設用地、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、不許可例外事由農用地区域内農地のCに該当します。

整理番号7番、転用目的は資材置場で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

以上、7件です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、7件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番、3番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所については、〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇営業所の駐車場内です。譲受人は、〇市で〇〇〇の販売業などを営む法人であります。本件は、市内の営業所で取り扱う〇〇〇の大型化や取扱い台数の増加により、〇〇〇置場が手狭になったため、隣接地である申請地を転用し、〇〇〇置場を拡張する計画です。申請地は、埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、自然浸透します。また、隣接する農地はありません。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続いて、2番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇から〇〇に向かう途中の〇〇〇に、〇〇〇〇というお店があります。そこを、〇〇路を〇に曲がりまして、〇〇大体〇キロくらいのところの〇側にあります。

譲受人は〇〇に所属する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では、埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理場号3番、やはり遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所については、先ほど整理番号2番についての場所の報告をした隣接地で、譲受人は整理番号2番と同じであります。小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では、埋立て等はいりません。排水

は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇を〇側に見て、〇〇〇〇方面に向かうと〇メートルほど先に〇側へ進入する道路があります。そこから少し入った〇側になります。

譲受人は〇〇〇〇の会社員ですが、購入した住宅に駐車場がないため、隣接地である申請地に駐車場を設置する計画です。申請地では、埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7番鵜澤委員 整理番号5番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇線の途中に〇〇の交差点、〇〇がございます。そこから〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のほうに向かいますと、〇側に〇〇の〇〇〇〇ございます。その〇〇側がこの場所です。

譲受人は〇〇〇〇の会社員ですが、現在住んでいる〇〇〇〇の老朽化に伴い、通勤などの利便性の高い申請地で、専用住宅を建築する計画をしたものです。申請地では、埋立てや土留め工事を行う予定です。排水は、雨水は浸透枡により宅内浸透とし、汚水雑排水は、合併浄化槽で浄化の上、蒸発散装置で敷地内処理をします。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、齋藤推進委員と一緒に調査を行いました。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは、20ページから23ページです。整理番号は1番から6番です。

利用集積計画の概要につきましては、一番後ろのほうにあります、附属資料のとおりでございます。

以上の6件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは、24ページから52ページで、整理番号は1番から54番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりでございます。

以上の54件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号、整理番号34番、35番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、整理番号34番、35番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、整理番号34番、35番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の整理番号34番、35番を除く52件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の整理番号34番、35番を除く52件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の整理番号34番、35番を除く52件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は39件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎日程第11 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件です。

◎日程第12 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得（農地中間管理機構取得分）の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

なお、本報告につきましては、議案書の75ページに掲載の別記農地について報告するものでございます。これは農地中間管理事業推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条第3項の規定によりまして、香取市農地利用集積円滑化団体から公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）が、農地売買等事業に係る権利及び義務を継承したことから届出がされたものでございます。

これまで香取市を通して賃貸借をしておりました農地が、賃貸借の期間が満了したことによりまして、新たに中間管理機構と契約を結び直したため、議案として審議をいただきましたが、今回の場合は、期間満了前に円滑化団体、香取市ですね、香取市から中間管理機構に権利を変更させるものでございます。したがって、賃借期間や貸し借りの当事者等に変更はございません。

本報告の案件は、今回で3回目の報告となります。

以上でございます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会はこちらをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人